

2014年5月27日

北海道環境影響評価審議会  
会長 高橋 正宏 様  
同委員の皆様

(一般社団)北海道自然保護協会 会長 在田 一則  
銭函海岸の自然を守る会 代表 後藤 言行  
石狩海岸の風力発電を考える石狩市民の会 代表 安田 秀子

### 石狩湾新港ウィンドファーム（仮称）事業に係る環境影響評価準備書に関する 緊急の要望書

貴審議会は、エコ・パワー株式会社が北海道に提出した「石狩湾新港ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」について、本年4月23日に第1回目の審議をされ、5月29日には2回目の審議が予定されています。

この案件について、私たちは、北海道の自然環境保全上、また道民の健康被害を防止する観点から、非常に重大な問題を含むと判断しております。そのため、私たちは、2012年5月の当該事業方法書に対して、団体ごと、またはその会員ごとにパブコメ意見を事業者に対して提出しており、また、2014年3月27日には当該事業準備書についても、3団体連名のパブコメ意見を事業者に提出してきました。

さて、貴審議会委員の皆様は、準備書に対する一般意見（道民のパブコメ意見）について全文をストレートに受け取るわけではなく、間接的に、しかも事業者が要約したものを受け取ります。そこでは、事業者の恣意により市民のパブコメ意見が正確に反映されない可能性があります。また、準備書段階での道民のパブコメ意見については、道庁担当者より、「主務省令によって、事業者回答は準備書の段階ではなく計画が確定された評価書段階で良いことになっている」と聞きました。そのため、従来と比較して、環境影響評価の過程において道民のパブコメ意見が反映されにくい状況になりました。したがって、貴審議会の審議は、とりわけ準備書段階において非常に重要な位置にあると考え、貴審議会へ私たち道民のパブコメ意見を直接渡すことにしました。私たちのパブコメ意見は、自然環境保全上および健康被害を防止する点からの種々の問題点を指摘した意見ですので、本来、事業者は、私たちが指摘した内容すべてに真摯に回答し、そのような回答書を貴審議会に提出すべきと考えます。

以上の経過を踏まえ、私たちは、当該事業に関して事業者に提出してきたパブコメ意見を、3団体連名、各団体、あるいは各団体の個人が提出したものが含まれますが、すべて貴審議会に提出することになりました。さらに、北海道知事宛に提出した関連する意見書も貴審議会に改めて提出することになりました。それらの意見書は、以下の通りです。

- 1) 石狩新港ウィンドファーム（仮称）事業「環境影響評価方法書」に対する意見と理由（事業者宛、北海道自然保護協会、2012年5月12日）
- 2) 「石狩新港ウィンドファーム（仮称）事業」に係る環境影響評価方法書に対する意見書（事業者宛、石狩浜定期観察の会、2012年5月14日）
- 3) 「石狩新港ウィンドファーム（仮称）事業」に係る環境影響評価方法書に対する意見（事業者宛、銭函海岸の自然を守る会、2012年5月15日）

- 4) 「石狩新港ウィンドファーム（仮称）事業」に係る環境影響評価方法書に対する意見（事業者宛、柿崎敦子、2012年5月15日）
- 5) 石狩海岸に集中的に計画された風力発電事業計画に関する緊急要請書（北海道知事・石狩市長・小樽市長・札幌市長宛、私たち3団体と日本野鳥の会小樽支部の4団体、2012年10月21日；同じ内容を環境大臣と経済産業大臣宛にそれぞれ提出）
- 6) 「石狩新港ウィンドファーム事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」縦覧に関する緊急要請書（事業者宛、3団体、2014年2月21日）
- 7) 「石狩新港ウィンドファーム事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」縦覧方法に関して、法令の基本理念に基づいた行政対応を求めます（経済産業大臣・環境大臣・北海道知事・石狩市長・小樽市長宛、3団体、2014年2月21日）
- 8) 「石狩新港ウィンドファーム事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」に関する意見（事業者宛、北海道自然保護協会、2014年3月27日）
- 9) 石狩新港ウィンドファーム事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」に対する意見書（事業者宛、石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会、2014年3月27日）
- 10) 「石狩新港ウィンドファーム事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」に対する意見書（事業者宛、銭函海岸の自然を守る会、2014年3月27日）なお、銭函海岸の自然を守る会は、このパブコメ意見に関連した資料を、2回目の審議会前に、直接、道庁事務局に持参いたします。
- 11) 「石狩新港ウィンドファーム事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」に対する意見書（事業者宛、後藤美智子、2014年3月27日）
- 12) 「石狩新港ウィンドファーム事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」に対する意見書（事業者宛、石岡真子、2014年3月27日）
- 13) 「石狩新港ウィンドファーム事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」に対する意見書（事業者宛、福岡順子、2014年3月27日）
- 14) 「石狩新港ウィンドファーム事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」に対する意見書（事業者宛、糟谷奈保子、2014年3月27日）

貴審議会におかれましては、事業者から提出された方法書・準備書だけではなく、それらに対する私たち道民のパブコメ意見も基礎資料として、真摯にご審議いただきたく、心からお願い申し上げます。

ちなみに、私たちは、静岡県東伊豆町・南伊豆町、愛知県田原市、和歌山県由良町・有田川町・有田市など、全国各地において深刻な健康被害を被っている多くの被害者に直接お会いしてそれらの状況をつぶさに視察し、また、銭函の海岸砂丘のように貴重な自然の破壊例をも現地で確認してきております。そのため、とりわけ貴重な北海道の自然を守り、道民に深刻な健康被害を生じさせないためには、風力発電事業による自然破壊と健康被害を未然に防ぐ、真の環境影響評価が大切と考えております。

3年前の3・11以降、原子力に代わる再生可能な自然エネルギー推進の流れが強くなっておりますが、原子力に代わるエネルギーの必要性を私たちは決して否定するものではありません。問題は、原子力でも自然エネルギーでも、メリットだけが喧伝され、大きなデメリットに口をつぐむ方向であり、その方向に進むならば、貴重な自然も私たちの健康も守ることができないという点です。その点で、貴審議会にはきわめて慎重な審議を切に望む次第です。